

令和7年度海老名市下水道運営審議会委員公募要領

1 総則

この要領は、海老名市下水道運営審議会条例第3条に規定する委員のうち、市民による委員の募集及び選考方法について、必要な事項を定める。

2 公募の内容

(1) 資格

委員に応募できる者は、以下をすべて満たす者とする。

- ①市内在住で18歳以上（令和8年4月1日時点）
- ②海老名市公共下水道使用者及び排水設備義務者等
- ③公職に就いていない
- ④年3～5回程度、平日開催の審議会に出席できる

ただし、市審議会等の設置及び運営の基準に関する要綱により、同一人が重複して複数の審議会等の委員になる場合は5機関までとする。

(2) 人員

3人以内

(3) 応募方法

応募する者は、応募用紙に必要事項を記入の上、小論文（800字以内、応募の動機・本市の下水道事業の特性や現状の課題）を添えて、市下水道課へ期限内に提出する。（提出方法は、持参、郵送または市ホームページの問い合わせフォーム）

(4) 応募期間

令和8年1月15日（木）から令和8年1月30日（金）まで（郵送の場合は必着）

3 募集の周知

募集の周知は「広報えびな」及び市ホームページにより行うとともに、公募要領を市下水道課に配架する。

4 選考方法及び結果通知

応募者に対する選考は、理事兼まちづくり部長、理事（都市・建設担当）、まちづくり部担当部長（新市街地整備担当）、まちづくり部次長（都市担当）、まちづくり部次長（建設担当）、まちづくり部参事（下水道会計担当）、まちづくり部参事兼下水道課長及び下水道課管路施設担当課長をもって組織する選考委員会で行い、結果は応募者全員に通知する。

5 任期

令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

6 報酬

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条別表第2の規定による。

7 氏名の公表

委員の氏名は、公表する。